

事 務 連 絡
令和3年9月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の感染者の運送に関する営業区域外旅客運送について

新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）の運送に関する営業区域外旅客運送については、「新型コロナウイルス感染症の感染者の輸送に関する道路運送法第20条の取扱いについて（令和3年8月11日付け事務連絡。以下「感染者運送に関する事務連絡」という。）」により運用してきたところであるが、今般、緊急事態宣言の解除が見込まれることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、遺漏なく対応されたい。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

「感染者運送に関する事務連絡」による運用により、緊急事態宣言が発出された緊急事態措置区域において、これまで感染者の運送を行ってきた当該運送の営業区域外に在する一般旅客自動車運送事業者は、緊急事態宣言が解除された日以後においても、当分の間、当該地域の感染者数等の状況や地方自治体のニーズに応じて、引き続き道路運送法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として運送の申込みを引き受けることができるものとする。